

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第10号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(現金預金日計表の送付) 第21条 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月 <u>15日</u> までに1部を港湾振興課長に送付しなければならない。	(現金預金日計表の送付) 第21条 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月 <u>3日</u> までに1部を港湾振興課長に送付しなければならない。
(証拠書類の保管) 第23条 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類には、その旨を表示して毎翌月 <u>15日</u> までに港湾振興課長に送付しなければならない。 2 (略)	(証拠書類の保管) 第23条 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類には、その旨を表示して毎翌月 <u>3日</u> までに港湾振興課長に送付しなければならない。 2 (略)
(預金残高証明書) 第35条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の預金残高証明書を翌月 <u>15日</u> までに会計管理者に提出しなければならない。 2 (略)	(預金残高証明書) 第35条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の預金残高証明書を翌月 <u>3日</u> までに会計管理者に提出しなければならない。 2 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。